

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.166 September 2016

Contents

投資情報

外商投資企業設立等手続きの変更(意見募集稿) 2

税務情報

中華人民共和国一金税三期システムの運用開始が個人所得税の申告および管理に与える影響
～デロイト中国発行「Tax NewsFlash」～ 5

投資入門 Q&A 第9回

中国企業の持分取得にかかる手続きと留意点 7

中国業務に関する主なお問合せ先 10

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

外商投資企業設立等手続きの変更(意見募集稿)

2016年9月3日、中国商務部は、「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法(意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」と表記)を公表し、9月22日までパブリックコメントを募集しました。本意見募集稿の内容がそのまま新弁法に反映されれば、ネガティブリスト以外の事業を行う外商投資企業の設立や変更手続きが、従来の商務部等による審査許可を経ることなく、指定オンラインシステムによる関連資料の届出のみで実施できるようになります。

本意見募集稿の内容が確定、施行された場合には、外商投資企業にとって行政手続負担が軽減できることが予想されますので、今後の動向にご留意ください。

1 背景

外商投資企業の設立や変更手続きが審査許可制(中国語で「審批制」)から届出制(中国語で「備案管理」)に移行される背景として、以下の3点が考えられます。

- ① 中国経済がニューノーマル状態にある中で、経済成長を維持したい中国政府は、その経済構造の改革を推進している。その中で、政府職能の見直し、行政手続きの簡素化等の施策も推進している。
- ② 2013年から上海自由貿易試験区をはじめとする4つの自由貿易試験区における試験運用の結果、外資誘致の管理モデルが確立されてきた。
- ③ 9月3日、全国人民代表大会において外商投資関連法規(「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」等)の改正が承認され、外商投資企業の設立等の届出制への移行を行うための法令根拠が整備された。

2 届出手続の流れ

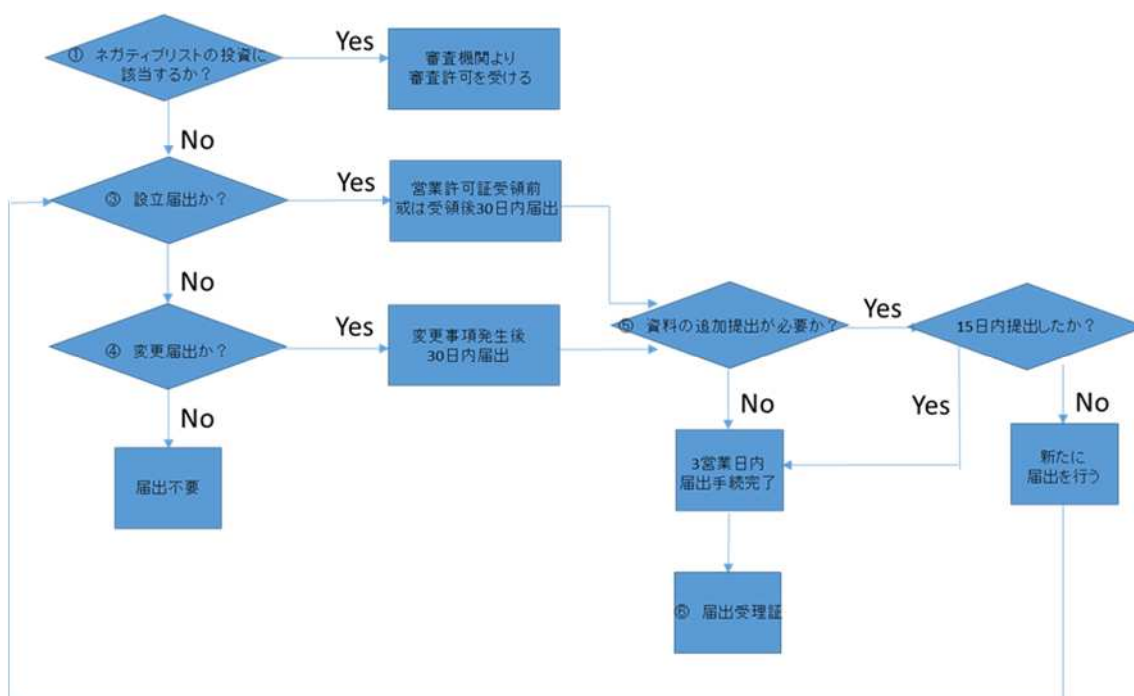
本意見募集稿による外商投資企業の設立や変更の届出手続きの流れは、以下の通りです。

- ① 外商投資企業が従事する業種がネガティブリストに該当するか否かを確認する。ネガティブリスト¹に該当しない外商投資は、以下の手続きにより設立や変更の届出を行う。
- ② 届出受理部門は各省・自治区・直轄市等の商務所管機関であり、指定オンラインシステムの「外商投資総合管理情報システム」(以下「届出システム」と表記)を通じて届出手続きを行う。
- ③ 設立届出は、企業名称の事前審査を受け認可された後、営業許可証受領後30日以内に行う必要がある。
本意見募集稿により、設立届出手続きは営業許可証申請を前提条件としなくなったため、2つの手続を並行して行うことが出来るようになった。
- ④ 変更届出は変更事項発生後30日以内に行う必要がある。また、変更事項の発生時は、関連法規で規定されるものを除き、外商投資企業の最高意思決定機関が決議した時点であると定義されている。
- ⑤ 届出後、資料の訂正や補足等が求められた場合、15日以内に追加提出を完了させる必要がある。15日以内に提出しない場合は、届出未完了が通知される。この場合、外商投資企業は、別途新たな届出申請を行うことができる。

¹ 原則的に投資自由であるものの、例外的に禁止や制限したい分野をリストに列挙する方法を指す。

- ⑥ 資料の追加提出が必要ない場合、届出受理機関は届出の日から3営業日以内に届出完了の通知を届出システム上で行う。この通知を受け、外商投資企業は企業名称事前審査書類(コピー)や営業許可証(コピー)の提出と引き換えに、「外商投資企業設立届出受理証」または「外商投資企業変更届出受理証」を受領できる。

【届出手続きの流れ】



3 届出対象事項

届出対象事項には新規設立と変更事項とがあります。変更事項として届出手続きが必要なものには次があります。

- ① 外商投資企業の基本情報における変更(名称、登録住所、法人類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、プロジェクトの性質、登録資本、投資総額、組織構成、法定代表者、実質的な最終支配者に関する情報、連絡者および連絡先電話番号を含む)
- ② 外商投資企業の投資者に関する情報(氏名や名称、国籍や住所(登録地や登録住所)、身分証明書の種類及び番号、払込引受出資額、出資方式、出資期限、資金源、投資者類型変更を含む)
- ③ 持分や合作権益の変更(持分の質権設定を含む)
- ④ 会社の合併、分割や終了
- ⑤ 外商投資企業の財産権益の対外的抵当、譲渡
- ⑥ 中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収
- ⑦ 中外合作企業の委託経営管理

なお、本意見募集稿施行前に設立された外商投資企業に本意見募集稿が定義する変更事項が発生した場合、本意見募集稿に従い届出手続きを行い、それにより、設立時の「外商投資企業批准証書」は無効になります。

4 提出書類

外商投資企業やその投資者が設立届出または変更届出を行う際に、以下の書類を提出する必要があります。

- ① 外商投資企業名称の事前審査書類または外商投資企業の営業許可証
- ② 外商投資企業の投資者全員または授権代表者が署名した「外商投資企業設立届出申請承諾書」あるいは外商投資企業の法定代表者または授権代表者が署名した「外商投資企業変更届出申請承諾書」
- ③ 投資者全員（あるいは発起人全員）または外商投資企業が指定した代表または共同で委託した代理人の証明（授権委託書及び委託請負人の身分証明）
- ④ 関連書類への署名について、外商投資企業投資者または法定代表者が他人に委託した際、その証明（授権委託書及び委託請負人の身分証明）
- ⑤ 投資者が企業の場合は主体資格証明、個人の場合は身分証明（変更事項が投資者基本情報に関するものではない場合を除く）
- ⑥ 法定代表者における個人の身分証明（変更事項が法定代表者に関するものではない場合を除く）

5 法律責任

届出制の施行後、以下の違反があった場合、主管部門より是正勧告、経営活動の停止命令を受けるほか、最大3万人民元の罰金を科される場合があります。

- ① 期限までに届出を行わない、届出時に真実の情報を隠匿した、重大な漏れがあった、虚偽の情報を提供した、など届出規定に違反した場合
- ② ネガティブリストに該当する投資につき必要な審査許可を受けずに投資経営活動を行った場合
- ③ 主管部門の監督検査に協力しない場合

税務情報

中華人民共和国—金税三期システムの運用開始が個人所得税の申告および管理に与える影響 ～デロイト中国発行「Tax NewsFlash」～

概要

2016 年末までに全国で実施することが予定されている重要なプロジェクトである金税三期システムの運用開始は、中国における今後の個人所得税申告に大きな影響を与えると考えられる。

“金税システム”は 12 の情報管理システムの一つとして、1990 年代に中国政府が開発した電子徴税管理システムである。金税一期および金税二期のシステムでは、主に増値税のコンプライアンス管理、特にインボイス(発票)の使用と偽造防止等のために情報技術が用いられた。金税三期システムはより洗練された機能を有する、すべての業界、税種の統合的な管理と、特に個人所得税の徴税管理の強化を目指したものである。

上海市および北京市は 2016 年 9 月までに金税三期システムの運用を開始し、浙江省および江蘇省は 2016 年の第 4 四半期中にシステムの運用を開始する予定である。2016 年末までに、金税三期システムは全国のすべてのレベルの税務局で導入される予定である。税務局は個人所得税の管理を容易にする、すべての企業および個人の納税者データを収集するシステムの構築を目指していることから、金税三期システムの運用開始は個人所得税申告のプロセスにも大きな影響を与えると考えられる。

金税三期システムによる主な影響

新たな申告表の使用

金税三期システムで使用される申告表は、「個人所得税申告表の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2013]21 号)の要求に沿ったものである。21 号公告により、個人所得税の申告表は 12 種類に減少した。そのうち、9 種類は新しいもの、または修正されたもので、3 種類は従来からのものである。金税三期システムの運用により、納税者は最初に税務登記手続を行う際に、より多くの基本情報の開示を求められるようになり、申告所得に対する調査、情報の収集および個人所得税のコンプライアンス管理が強化されるものと見込まれる。

詳細な情報の開示

金税三期システムでは、外国籍従業員も中国籍従業員もより詳細な情報(個人情報、所得明細等)の開示を求められるようになる。当該情報に基づき、各地の税務局は集中データベースを構築でき、それを用いて、同一または類似の業種に属する企業のデータを分析し、申告された課税所得が“不当に”高いか、あるいは低いと思われる事例を把握できるようになると考えられる。

外国籍従業員の免税手当の申告

金税三期システムでは、外国籍従業員に現物支給される各種手当に関する情報の開示も要求されるようになる。現行の個人所得税に関する規定によれば、外国籍従業員に現物支給される特定の手当は免税として扱うことができる。近年、多くの地域において、現物支給の手当に対する税務局の審査が強化されているが、金税三期システムの運用開始によって、初めて全国において(月次給与の源泉徴収または申告と併せた)現物支給の手当の開示が要求されるようになる。新しいシステムは、外国籍従業員の申告した免税手当(例えば、家賃、食費およびクリーニング代等)の合理性を税務局がレビューし、判断する上での助けになると考えられる。

デロイト中国のコメント

金税三期システムの運用開始に伴い、各地の税務局は今後、より厳しく個人所得税の申告内容を審査するようになる予想される。この状況を踏まえて、企業(特に外国籍従業員を有する企業)は慎重に金税三期システムの運用開始による影響を評価し、関連規定に従って十分な書類をそろえておく必要がある。特に、以下のような点に留意しなければならない。

- 企業の従業員は新しいシステムと変更点をよく理解しているか
- 企業は従業員に関する情報(例えば、出向者の中国滞在日数等)を記録し、かつ適切にモニターしているか
- 従業員が取得するすべての所得(例えば、中国国外源泉所得、海外公的社会保障料、免税とならない諸手当等)を正しく申告しているか
- 企業には、現物支給の手当に係る適切な内部手続が設けられ、厳しく管理されているか
- 企業には、税務ポジションを裏付けるデータ/書類を収集するための十分なリソースがあるか

免税手当に関する新しい申告の要求に対応するために、企業は免税となる手当を現金で支給される手当と区別し、税法規定および現地の実務に従って適切に取り扱わなければならない。また、関連の内部管理手続を文書化し、免税の取扱いを維持できるように、それを守る必要がある。

投資入門 Q&A 第 9 回

中国企業の持分取得にかかる手続きと留意点

Q. 中国現地企業の買収案件を進めています。デューデリジェンス(DD)が完了し、持分評価も終え、売り手との交渉もまとまりつつありますが、その後の手続きについて教えてください。

今回のテーマは、中国 M&A における手続き関係についてです。これまでの記事で、参入可能な業種の確認から始まり、外資規制・現地の情報収集・企業形態の検討・デューデリジェンス(DD)・持分評価と、M&A プロセスの順に解説してきました。本稿では、売り手との合意以降、中国において外資企業が現地企業の持分を取得するために必要な手続きについて順を追って紹介します。

1. 持分譲渡契約書(SPA)の締結

売り手との交渉がまとまり、合意内容の大筋が固まったところで、持分譲渡契約書(SPA)の文言を摺り合わせます。SPA は行政手続において政府機関に提出する必要があるため、中国語版を用意する必要があります。SPA に記載しなければならない内容は、「外商投資企業の出資者持分の譲渡に関する若干の規定」(対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局 [1997] 外経貿法発第 267 号)に規定されています。

また SPA には、DD で発見されたリスク事項に対応するため、表明保証条項を盛り込むことが必要になります。表明保証条項とは、これに記載された事項が発生・判明した場合のリスクを売り手と買い手のいずれが負担するかを定める規定であり、これに違反しないことが取引実行の前提条件となるもので、違反した場合は補償事由となります。中国現地企業においては、社会保険料の納付不足や税務リスクのほか、土地使用权が合法的に具備されていないケース、資産の私的流用がおこなわれているケースなど様々なリスク事項が潜在するため、DD の発見事項を踏まえ SPA 上でどのように手当するか、法律専門家と十分に協議する必要があります。

2. 対価の支払い

SPA の締結後、持分買収に係る対価を支払います。対価の支払いには米ドル等の外貨のほか、人民元による支払いも可能となっています(詳細は、デロイト トーマツ中国サービスグループ編「中国の投資・会計・税務 Q&A(第 6 版)」「Q1-40 クロスボーダー人民元取引」をご参照ください)。また、持分買収の対価は現金の他、一定の条件を満たした株式を対価とすることも認められています(「外国投資者の国内企業買収に関する規定」(2006 年第 10 号)第 27 条以下)。

対価の支払いについて、必要な行政手続が完了する前に対価を支払うのは買い手から見れば抵抗があり、一方で売り手の中国企業としては株主変更登記まで完了してからの対価受領では遅すぎるとの考えから、支払いタイミングに関して売り手と買い手の意見が対立することもあります。そのような場合にはエスクロー口座(第三者預託口座)を利用した決済を用いることも可能です。中国でも外資企業が利用可能なエスクロー口座を扱う銀行がありますので、利用する場合には条件や取引不成立の場合の取り扱いなど、銀行と協議することが望ましいと考えます。

3. 定款の変更

中国現地企業の買収に伴い内資企業が外商投資企業に変更となる場合や、外商投資企業の株主が変更する際には、定款の変更も併せて必要となります。定款に必ず記載しなければならない事項は、会社法に加え、「中外合弁企業法実施条例」「外資企業法実施細則」に合弁企業及び独資企業それぞれの内容が規定されています。

4. 行政手続

中国国内で企業買収を行い、持分権者としての権利を行使するには、SPA による当事者間の合意だけでなく、一定の行政手続が必要となります。なお、最近の外資参入に関する規制緩和により、関連する手続について従来から大きな変更が予定されています。

① 商務部に対する手続

中国内資企業の持分が M&A により外資企業に保有され外商投資企業となる場合には、先述の「外国投資者の国内企業買収に関する規定」に従い、商務部の認可を取得する必要があります。投資総額及び外商投資産業指導目録の業種分類により、投資総額 3 億米ドル以下の奨励類・許可類の外商投資企業の設立・変更は地方商務主管部門が審査・認可を行うことと定められています。

これに関して、2016 年 9 月 3 日、全人代常務委員会により、「外資企業法」含む 4 つの法律に関する改正が行われ、外商投資企業の設立時に要求されていた審査・認可事項(中国語で「審批事項」)が、2016 年 10 月 1 日より届出による管理(中国語で「備案管理」)に変更されることとなりました。また同時に、「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法(意見募集稿)」も公表されています。これは自由貿易試験区において試行されている、「ネガティブリスト」と呼ばれる業種分類リストに記載されていない業種の外商投資プロジェクトを認可制から届出制に変更するという規制緩和を、中国全土に展開するものです。これにより商務部における手続が大幅に短縮されることとなります(詳細は本号記載の関連記事をご参照ください)。

② 工商行政管理局における工商登記

2016 年 9 月時点での現行法では、新規設立された外商投資企業は、商務部による批准証書を受領してから 30 日以内に、所在地の工商行政管理局において工商登記を行う必要があります。工商登記を行うと「営業許可証」が発行され、発行の日が当該企業の設立日となります。

現行法では工商登記に際し批准証書の提出が求められているため、工商登記は商務部の批准後でなければ行えませんが、先述の外資企業法の改正及び「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法」施行後は、商務部への届出と工商登記の順番は前後どちらでも可能となります。

③ その他

上記のほか、税務登記、組織機構コード、税関、外貨管理局、基本口座、社会保険登記、住宅積立金登記の株主変更に関する登記更新が必要となります。なお、2015年10月1日以降、登記済みの企業は、営業許可証・税務登記証・組織機構コード証の三証書が統一された新しい営業許可証に切り替える必要があり、これが実施されていれば、上記三証書については工商行政管理部門へ必要書類を提出し営業許可証を発行してもらうのみで、企業の登記変更が完了することとなります(三証書統一の詳細は、「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」Vol.155 2015年10月号をご参照ください)。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子、DT弁護士法人 鄭林根
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited